

(応3-1-1) 兵庫県道路除雪要綱

(目的)

第1条 この要綱は、積雪地域の冬期における道路除雪を計画的に行い、安全で円滑な道路交通の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

(適用地域)

第2条 本要綱の適用地域は道路除雪計画地域とし、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく指定地域である美方郡、養父市、朝来市、豊岡市、宍粟市のうち波賀町、千種町、一宮町、丹波市のうち青垣町とする。

(除雪路線)

第3条 国道及び主要地方道を主体とし、隣接府県との連絡道路及びバス路線等のうち経済の流通を維持し、民生の安定をはかるうゑに冬期間交通の確保を必要とする路線とする。

(除雪路線の種別)

第4条 路線の重要性と道路状態等を勘案して除雪路線を次の4種類に分類するものとする。

自動車専用道路 ・ ・ ・ ・ ・ 路肩0.5mを含む2車線の確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保するもの。

第一種除雪路線 ・ ・ ・ ・ ・ 2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保するもの。

第二種除雪路線 ・ ・ ・ ・ ・ 2車線以上の幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設けるもの。

第三種除雪路線 ・ ・ ・ ・ ・ 1車線幅員に必要な待避所を設けることを原則とし、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ないもの。

(豪雪時緊急確保路線の分類)

第5条 豪雪時において交通確保すべき路線を路線の重要性、積雪量、機械力等を勘案し、次の4種類に分類するものとする。

自動車専用道路 ・ ・ ・ 豪雪後すみやかに路肩0.5mを含む2車線の幅員を確保すべき路線。

一次路線 ・ ・ ・ ・ ・ 豪雪後約5日以内に2車線幅員を確保すべき路線。

二次路線 ・ ・ ・ ・ ・ 豪雪後約10日以内に2車線又は1車線の幅員を確保すべき路線。

三次路線 ・ ・ ・ ・ ・ 豪雪により一時交通不能になってもやむを得ない路線。

(除雪体制)

第6条 次の土木事務所に、道路除雪機動隊（以下「機動隊」という。）を設置し、外部委託と合わせて迅速かつ効率的な道路除雪を行うものとする。また、本条文は、道路管理パトロール隊を改編する場合も適用する。なお、道路除雪作業の委託契約書については別に定める。

龍野土木事務所、豊岡土木事務所、新温泉土木事務所、養父土木事務所、丹波土木事務所

2 機動隊の設置期間は11月15日から翌年3月15日までとする。ただし、気象状況等により設置期間の始期を早め、若しくは延長することができる。

3 機動隊の運営等については、別に定める要領並びに取扱いによるものとする。

(情報の収集・提供及び関係機関等との連絡)

第7条 道路保全課長、土木事務所長は、必要な情報の収集・提供及び関係機関等との連絡に努めるものとする。又、道路除雪に対する住民及び道路利用者の意識高揚を図るため、リーフレット等を作成し、関係機関に協力を求め広報活動にも努めるものとする。

(豪雪時における交通の確保)

第8条 豪雪時における道路交通の確保については、別に定める取扱い及び「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領について（昭和51年12月27日付 道企発第70号）」によることとする。

(除雪機械)

第9条 除雪機械の貸与については、別途要領を定める。

(地元協力等)

第10条 道路除雪に際して、土木事務所長は地元住民、市町、消防団体等関係機関の参加と協力を依頼する。特に、道路に面した屋根の雪おろしや軒先の除雪が道路除雪に支障を及ぼさないよう協力を求める。

(雪量観測)

第11条 道路除雪に必要な雪量観測を行うため、別途要領を定める。

(除雪計画の決定及び実施)

第12条 各年度の除雪計画は、土木事務所長が土木部次長と協議して決定するものとする。

2 前項の協議に先立ち、道路保全課長は「道路除雪計画書作成要領」を作成し、土木事務所長に通知するものとする。

3 除雪計画の実施については、本要綱に定めるもののほか、関係要領及び関係通知によるものとする。

(施設の整備)

第13条 地域の気象条件、交通条件、沿道条件、道路構造等を勘案し消雪施設や防雪施設の整備に努めるものとする。

(兵庫県道路公社への協力)

第14条 兵庫県道路公社が管理する有料道路において、公社が独自で除雪することが困難になった時、県は公社に協力するものとする。

2 前項の実施にあたっては、関係県民局長と公社理事長とは協定書を締結するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定める地域以外の道路除雪については、この要綱に準じて所轄土木事務所長が計画を定めるものとする。

2 歩道除雪については、別途定める「冬期歩行者空間確保のための基本方針」により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成3年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成6年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成12年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成13年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成17年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成21年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成27年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和4年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和5年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和6年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和7年11月1日から施行する。

冬期における道路交通確保のための取扱い

1（目的）

この取扱いは道路除雪要綱第8条及び第12条3項に基づき、冬期における積雪等の気象状況、路面状況、道路交通状況等を迅速かつ的確に把握し、兵庫県道路除雪計画の円滑な実施を図ることにより安全な道路交通の確保に努めるため、予め所要の体制等を確立することを目的とする。

2（体制）

体制は平雪時、大雪注意報等発令時、豪雪時の警戒体制と緊急体制に大別される。

3（平雪時）

平雪時とは、大雪注意報等発令時及び豪雪時以外の気象、道路状況をいう。

4（平雪時の体制等）

1）土木事務所長は、道路除雪機動隊運営要領（以下「隊要領」という。）に従い、平雪時における機動隊の運営等を行う。

2）土木事務所長は隊要領第9条に従い、以下により所管の雪量等について報告を行う。

（1）別に定める雪量観測要領（以下「観測要領」という）に基づき設置した雪量観測所での毎日8時現在の降雪量、積雪量及び除雪機械の稼働台数、気象情報等について、午前9時までに道路保全課長（以下「課長」という。）に報告するとともに、関係機関に情報提供を行う。なお、土・日曜等休日分は、当該休日の翌日に併せて行う。

（2）情報の収集、報告及び提供については観測要領により行い、必要に応じて鳥取県、京都府、姫路河川国道事務所及び豊岡河川国道事務所に対しても行う。

3）課長は、観測要領に基づき土木事務所長より受けた情報の集約、報告及び提供を行う。

5（大雪注意報等発令時）

大雪注意報等発令時とは、除雪計画地域において大雪注意報又は大雪警報が発令された状況をいう。

6（大雪注意報等発令時の体制等）

1）土木事務所長は隊要領に基づき、気象、道路状況を勘案したうえで平雪時あるいは豪雪時における機動隊の運営等を行う。

2）土木事務所長は大雪注意報等が発令された場合、原則として隊要領第2条の班長及び情報連絡者各1名以上を勤務時間外においても配備し、円滑な除雪活動及び情報の収集、連絡及び提供等を行う。なお、情報の収集、報告及び提供については観測要領により行い、必要に応じて鳥取県、京都府、姫路河川国道事務所及び豊岡河川国道事務所に対しても行う。

3）課長は大雪注意報等が発令された場合において必要があると認めるときは、以下の体制を整え（各班の班長は、課長が指名する。）、観測要領に基づき円滑な情報の収集、連絡及び提供等を行う。なお、体制は以下を原則とするが、降雪状況等により課長が適宜判断する。

① 勤務時間内

課長が指名する者

② 勤務時間外

別に定める除雪待機班別表により、班長1名及び班員1名

7（豪雪時）

豪雪時とは、警戒体制又は緊急体制に移行した時の状態をいう。

8（豪雪時の体制等）

1）警戒体制

（1）警戒体制への移行

① 各土木事務所管内の雪量観測所のうち1/2以上が概ね警戒積雪深（注）に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案の上、下記のいずれかに該当する場合は、土木事務所長が土木部次長と協議して警戒体制に移行する。ただし、局地的に警戒積雪深に達した場合は、地域を指定して警戒体制に移行することができる。

（イ）緊急体制への準備を必要とするとき。

（ロ）平雪除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき。

（ハ）管内市町に雪害対策本部が設置されるような状況になったとき。

（二）管内の直轄国道において、連絡調整本部等会議が開催され、管内直轄国道又は高速道路において、予防的通行規制を実施する見込みがあるとき。

（注）警戒積雪深とは、警戒体制に入る基準として、雪量観測所における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5箇年以上の間における平均をいう。）を目安に、地域の状況等を勘案し、土木事務所長が定めたものであり、別表-1に示す。

② 別表-2の指定観測点の1/2以上が概ね警戒積雪深に達した場合は、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領（昭和51年12月27日付け、道企発第70号）」（以下「緊急措置要領」という）に基づき、近畿地方整備局長が兵庫県知事に協議し警戒体制に移行する。

なお、これに先立ち土木部次長は、近畿地方整備局長に積雪状況を連絡するものとする。

2) 緊急体制

（1）緊急体制への移行

① 各土木事務所管内の雪量観測所のうち2/3以上が概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、主要路線における除雪状況、降雪強度その他を勘案のうえ、土木事務所長が土木部次長と協議し緊急体制に移行する。また、管内直轄国道又は高速道路において、予防的通行規制を実施することが決定した場合、接続する県管理道路における除雪状況、降雪強度その他を勘案のうえ、土木事務所長が土木部次長と協議し緊急体制に移行する。ただし、局所的に警戒積雪深に達した場合や、予防的通行規制区間が限定的な場合は、地域を指定して緊急体制に移行することができる。

② 別表-2の指定観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超えた場合は、緊急措置要領に基づき、近畿地方整備局長が兵庫県知事と協議し緊急体制に移行する。なお、これに先立ち土木部次長は、近畿地方整備局長に積雪状況を連絡するものとする。

3) 警戒本部・緊急本部の設置及び組織

（1）警戒本部・緊急本部の設置

① 1) - (1) - ①により各土木事務所が警戒体制に移行した場合は、土木部次長を本部長とする道路雪害対策警戒本部を設置する。

② 1) - (1) - ②により県が警戒体制に移行した場合は、知事を本部長とする兵庫県道路雪害対策警戒本部を設置する。

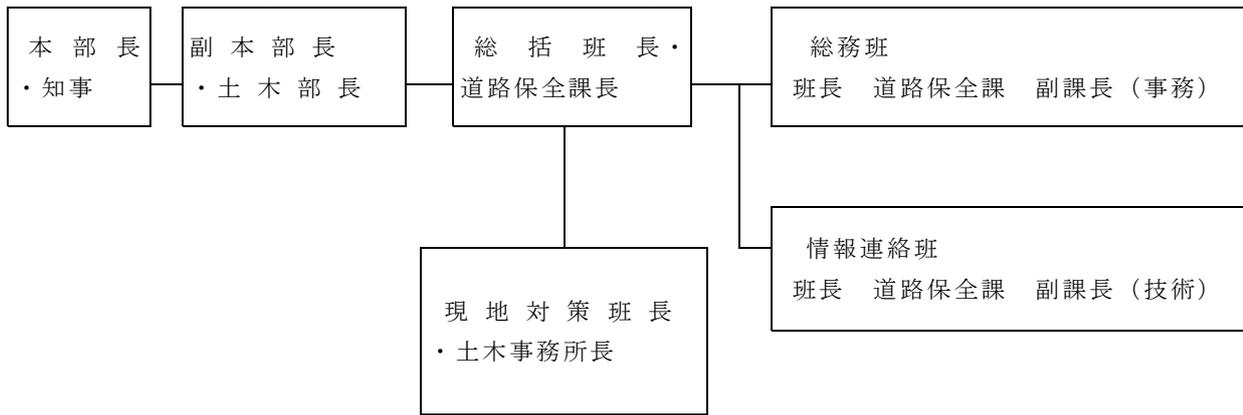
③ 2) - (1) - ①により各土木事務所が緊急体制に移行した場合は、土木部次長を本部長とする道路雪害対策緊急本部を設置する。

④ 2) - (1) - ②により県が緊急体制に移行した場合は、知事を本部長とする兵庫県道路雪害対策緊急本部を設置する。

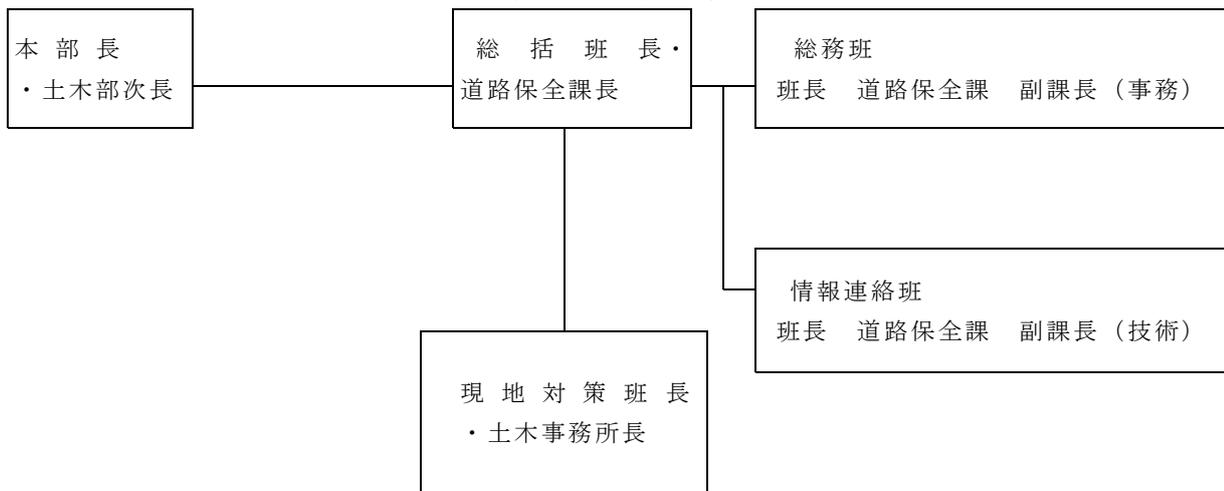
（2）警戒本部・緊急本部の組織

3) - (1)により設置された警戒本部・緊急本部の組織は次のとおりとする。

●兵庫県道路雪害対策警戒本部・兵庫県道路雪害対策緊急本部



●道路雪害対策警戒本部及び道路雪害対策緊急本部設置・解除の場合



(3) 本部の体制

① 兵庫県道路雪害対策警戒本部又は道路雪害対策警戒本部を設置した場合

(イ) 勤務時間内

総務班 管理班の中から班長（管理担当）が定める者。

情報連絡班 保全班の中から班長（補修担当）が定める者。

(ロ) 勤務時間外は総括班長を含め5名体制とする。

総務班 班長1名 班員1名（1班）

情報連絡班 班長1名 班員1名（1班）

（注1）班長及び班員は別に定めた除雪待機班別表による。

（注2）体制は上記を原則とするが、降雪状況等により課長が適宜判断する。

② 兵庫県道路雪害対策緊急本部又は道路雪害対策緊急本部を設置した場合

(イ) 勤務時間内

総務班 管理班の中から班長（管理担当）が定める者。

情報連絡班 保全班の中から班長（補修担当）が定める者。

(ロ) 勤務時間外は総括班長を含め7名体制とする。

総務班 班長1名 班員2名（1班）

情報連絡班 班長1名 班員2名（1班）

（注1）班長及び班員は別に定めた除雪待機班別表による。

（注2）体制は上記を原則とするが、降雪状況等により課長が適宜判断する。

4) 警戒本部・緊急本部（以下本部という）の事務分掌

(1) 本部長は本部を統括する。

(2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

- (3) 現地対策班長は現地総務班、現地情報連絡班、現地対策班を組織し、総括班長と連絡調整を行う。
- ① 現地総務班は、現地関係者、現地報道関係者、現地応援者等に対する連絡調整を現地対策班長の指示により行う。
 - ② 現地情報連絡班は、現地における降雪量、積雪深等気象状況、除雪機械稼働状況、路面状況、管内市町の状況及び交通確保状況等の情報を収集し、現地対策班長に報告する。
 - ③ 現地対策班は、除雪機械及びオペレータの配備、通行規制等の措置及び道路除雪作業の状況把握等道路交通確保に関する現地対策を現地対策班長の指示により行う。
- (4) 総括班長は総務班、情報連絡班を指揮し、現地対策班長等と連絡調整を行う。
- ① 総務班は、現地総務班、他部局、報道関係者、応援者等に対する連絡調整を行う。
 - ② 情報連絡班は、降雪量、積雪深等気象状況、除雪機械稼働状況、路面状況、管内市町の状況及び交通確保状況等の情報収集、連絡、報告の取りまとめを行う。
- (イ) 情報の収集及び提供は、現地情報連絡班、鳥取県、京都府、姫路河川国道事務所、豊岡河川国道事務所について行う。
- (ロ) 情報の収集、報告の取りまとめる時間等については、総括班長の指示に従う。
- (ハ) 情報の収集は「積雪時交通状況調書」（別紙1）、「路面状況表」（別紙2）、「降雪による道路交通規制箇所表」（別紙3）等により取りまとめる。
- (ニ) 取りまとめ等にあたっては、「兵庫県道路除雪計画図」の活用を図る。

5) 警戒体制における措置

(1) 情報連絡の強化

現地対策班長は雪量観測所の降雪・積雪状況、管内市町の雪害対策本部等の設置状況及び道路交通の確保状況等を常に把握し、様式-1「情報連絡表」により総括班長に報告する。

(2) 除雪作業の強化

現地対策班長は除雪計画に基づく豪雪時の除雪体制への準備、または除雪作業の強化に努めるものとする。また、1) - (1) - ①の警戒体制の場合は、必要に応じて除雪機械、オペレーター等の借上げおよび隣接土木事務所からの応援に関して事前に手配し、2) - (1) - ①の緊急体制への移行準備をすることができる。この場合、すみやかに次第を総括班長に報告する。

6) 緊急体制における措置

(1) 情報連絡の強化

現地対策班長は雪量観測所の降雪・積雪状況、管内市町の雪害対策本部等の設置状況及び道路交通の確保状況等を常に把握し、様式-1「情報連絡表」により総括班長に報告する。

(2) 除雪作業の強化

現地対策班長は除雪計画に基づく豪雪時の除雪体制を整え、道路除雪要綱第5条における緊急確保路線の交通確保に努めるものとする。ただし、緊急確保路線の交通確保が困難となった場合、現地対策班長は総括班長に報告する。

(3) 応援要請

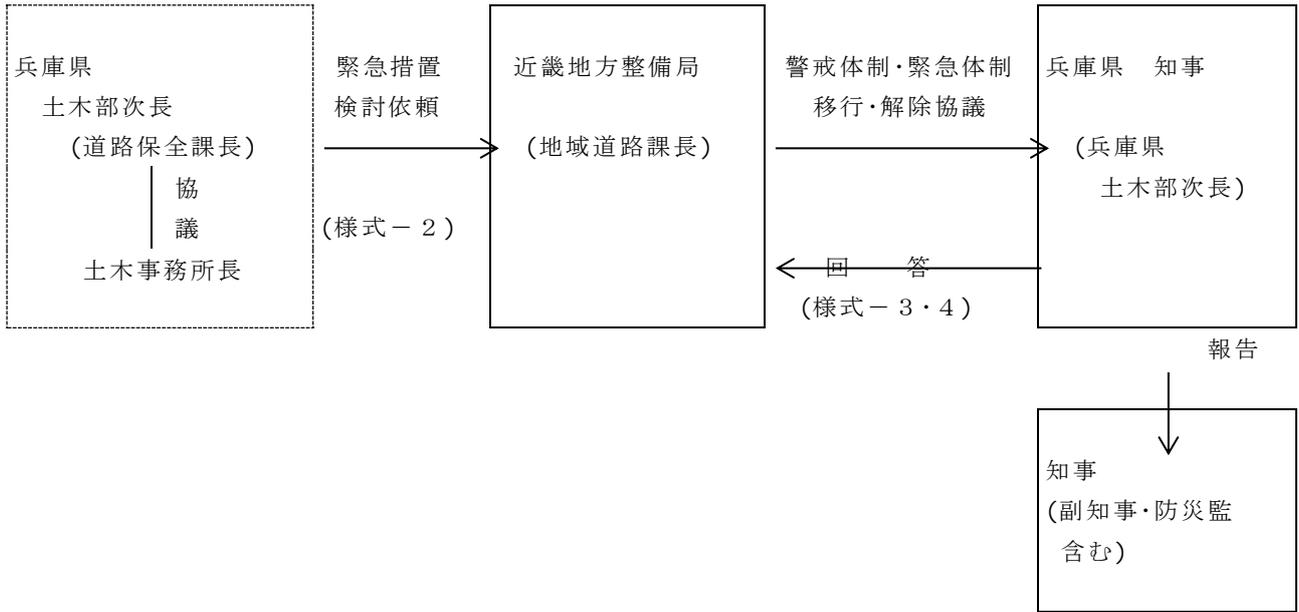
本部長は除雪状況、降雪状況等を勘案して、2) - (1) - ①の緊急体制の場合、近隣土木事務所に応援要請を行うことができる。また、2) - (1) - ②の緊急体制の場合、緊急措置要領に基づき近隣府県、近畿地方整備局、自衛隊等に応援要請を行うことができる。

7) 警戒・緊急体制の解除

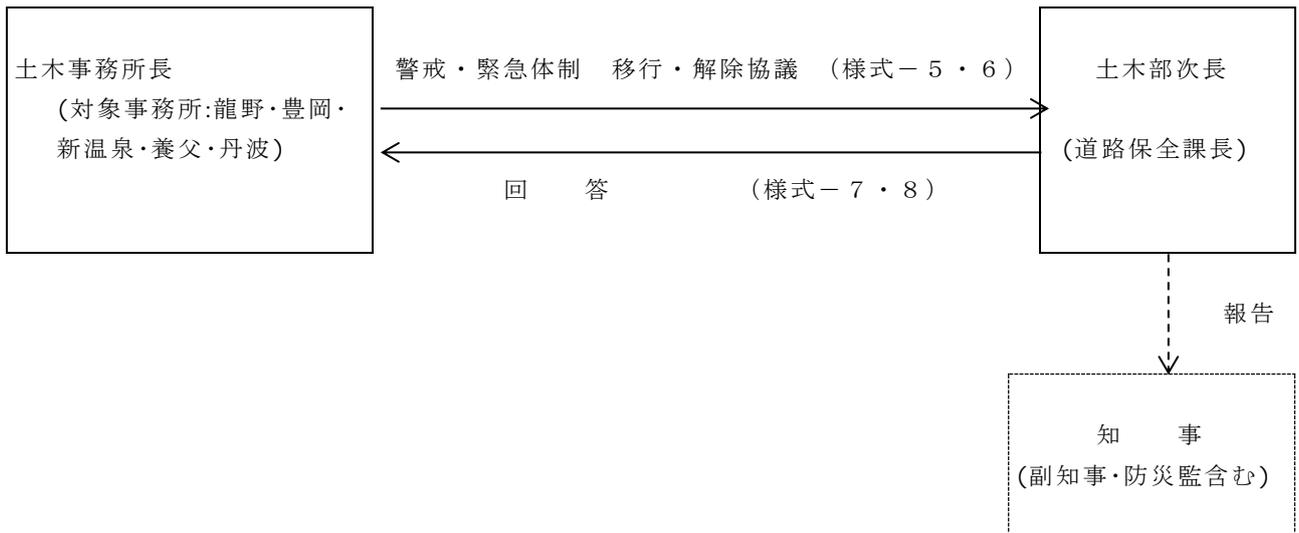
- ① 1) - (1) - ①及び2) - (1) - ①による体制の解除は、雪量観測所の積雪深、降雪状況及び交通確保状況を勘案の上、各土木事務所長が土木部次長と協議して行う。
- ② 1) - (1) - ②及び2) - (1) - ②による体制の解除は、近畿地方整備局が兵庫県知事に協議して行う。なお、これに先立ち土木部次長は近畿地方整備局長に積雪深、降雪状況等を連絡するものとする。

8) 本部の設置及び解除事務手続き

●兵庫県道路雪害対策警戒本部及び兵庫県道路雪害対策緊急本部設置・解除の場合



●道路雪害対策警戒本部及び道路雪害対策緊急本部設置・解除の場合



9) 情報連絡系統

各年度の除雪計画書のとおりとする。

9 (除雪基地)

- 1) 土木事務所長は迅速かつ効率的に除雪を行うため、除雪基地を設ける。なお、今後新たに設置又は廃止する必要が生じたときは道路保全課長に協議する。
- 2) 除雪基地の整備基準について、課長及び土木事務所長はその整備に努める。
- 3) 土木事務所長は除雪基地調書(様式2)を作成し、道路保全課長に提出するものとする。また、内容に変更が生じた場合も同様とする。

10 (その他)

道路除雪計画地域以外についても、降雪量、積雪量、道路交通状況及び気象状況等により必要が認められる場合は、道路保全課長が当該土木事務所長と協議の上、本取扱いに準じた体制等を整えるものとする。

(附 則)

この取扱いは平成 13 年 11 月 1 日から施行し、これまでの「豪雪時における道路交通確保のための取扱い」、平成 11 年 12 月 1 日付け道補第 403 号「冬期道路交通確保のための情報収集等の取り扱いについて」及び同日付け道補第 528 号「冬期における道路交通確保のための体制等について」を廃止する。

(施行期日)

この取扱いは平成 17 年 11 月 1 日から施行する

(施行期日)

この取扱いは平成 19 年 11 月 1 日から施行する

(施行期日)

この取扱いは平成 21 年 11 月 1 日から施行する

(施行期日)

この取扱いは平成 26 年 11 月 1 日から施行する

(施行期日)

この取扱いは平成 29 年 11 月 1 日から施行する

(施行期日)

この取扱いは令和 4 年 11 月 1 日から施行する

(施行期日)

この取扱いは令和 5 年 11 月 1 日から施行する

別表－1 雪量観測所と警戒積雪深

事務所	雪量観測所	警戒積雪深
龍 野	上岸田	50
	三 方	40
	齊 木	60
	道 谷	150
	上 野	40
	引原ダム	90
	室	50
	西河内	110
	戸 倉	160
	豊 岡	60
豊 岡	辻	80
	瀬 戸	70
	城 崎	70
	出 石	60
	出 合	80
	大河内	100
	中 藤	110
	江 原	70
	神 鍋	150
	竹 野	60
	森 本	90
	但馬空港	但馬空港
丹 波	西芦田	40

(cm)

事務所	雪量観測所	警戒積雪深	
新温泉	浜 坂	60	
	村 岡	120	
	香 住	60	
	久 谷	80	
	土 生	120	
	味 取	100	
	大 笹	180	
	秋 岡	160	
	田 中	140	
	切 畑	170	
	余 部	90	
	粗 岡	180	
	春 来	160	
	養 父	八 鹿	50
		井ノ坪	50
大 屋		60	
明 延		60	
栗の下		70	
葛 畑		120	
丹 戸		150	
大久保		150	
生 野		40	
和田山		30	
山 東	50		
朝 来	30		

別表－2 指定観測点と警戒積雪深

(c m)

指定観測点	雪量観測所	警戒積雪深
1 養父市八鹿町	八 鹿	50
2 美方郡香美町	村 岡	120
3 宍粟市波賀町	戸 倉	160
4 豊岡市	豊 岡	60

(応3-1-2) 雪害対策（兵庫県道路公社 防災対策要領 抜粋）

（令和8年2月1日時点）

第4 雪害対策

1 交通確保

路線の社会的な役割を鑑み、異常な降雪時以外は、2車線以上の幅員確保を原則とし、常時交通とする。

2 凍結等対策計画の策定

(1) 本社技術部長は、理事長の承認を得た凍結等対策計画に関する基本的な事項を明記した「凍結等対策計画書作成指針」を年度毎に作成し、あらかじめ事務所長に通知するものとする。

(2) 事務所長は、「凍結等対策計画書作成指針」に基づき、路線毎に各年度の「凍結等対策計画」を、技術部長と協議のうえ作成するものとする。

(3) 凍結等対策の期間は、播但連絡道路は毎年1月15日から翌年3月31日とし、遠阪トンネルは毎年12月1日から翌年3月31日とする。

ただし、気象状況等により、対策期間を早め、若しくは延長することができる。

3 事前の措置

事務所長は、毎年度の凍結等対策期間に入るまでに次の措置を適切に講じなければならない。

(1) 関係機関との協議及び連絡

(2) 作業車両、資機材の整備及び点検

(3) 交通管理業務及び凍結等対策業務の委託業者に対する凍結等対策作業内容の周知徹底

4 気象状況等の情報把握

事務所長は、最新の気象状況、路面状況、交通状況等の情報把握に努めるとともに、関係機関との緊密な情報交換を行うものとする。また、利用者に対する確かな情報提供を適宜行うものとする。

5 凍結等対策

(1) 凍結等対策体制及び組織

ア 凍結等対策

体制の区分及び発令基準は、次表のとおりとする。

体制の区分	発令基準
警戒体制	① 路面の凍結が予想されたとき ② 降雪が予想されたとき ③ その他発令者が必要と認めたとき
緊急体制	① 積雪量の増加が予想されたとき ② 通行規制（冬用タイヤ指導）を必要とするとき ③ その他発令者が必要と認めたとき
非常体制	① 凍結等事故により死傷者が多数にのぼったとき ② 通行止めを必要とするとき ③ 管内市町に雪害対策本部が設置されたとき ④ その他社会的影響が甚大であって、発令者が必要と認めたとき

イ 体制の発令

体制の発令者は事務所長とし、体制の決定にあたっては、当日の気象状況等を総合的に判断して行うものとする。

ただし、大雪警報発令時やそれに類する異常気象時の体制決定にあたっては、事務所長は技術部長と協議・調整する。

なお、体制を発令したときは、速やかにその旨を本社技術部長を経由し、理事長に報告するものとする。

ウ 職員の配備体制

各体制における職員の配備体制は、凍結等対策計画書のとおりとする。

(2) 任 務

各凍結等対策体制の任務は次のとおりとし、任務別の構成員は、発令者が指定するものとする。

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・気象情報の収集・道路交通管理業務・社内及び関係機関との連絡調整・利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none">・凍結防止剤等の散布

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・気象情報の収集・道路交通管理業務・社内及び関係機関との連絡調整・利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none">・凍結防止剤等の散布・除雪作業の実施・冬用タイヤ指導に伴う通行制限

◇非常体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・気象・災害情報の収集・道路交通管理業務・社内及び関係機関との連絡調整・利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none">・凍結防止剤等の散布・除雪作業の実施・冬用タイヤ指導に伴う通行制限・通行止めに伴う交通規制

(3) 交通確保対策の実施

ア 通行規制の実施基準

(ア) 通行制限の措置

a 次表の基準に達したときは、交通管理者（※1）に気象観測情報及び路面状況（気温及び降雪量等）（※2）を提供し、速度規制を依頼する。

※1 交通管理者は、高速道路交通警察隊

※2 気象観測情報は、規制対象区間沿線のものとする。

b その他の通行制限については、道路法第46条の規定に基づき事務所長は、道路管理者として必要な措置を行う。

(イ) 通行禁止の措置

a 道路法第46条の規定に基づき、次表の基準に達した場合、事務所長は、道路管理者として通行禁止の措置を行う。

b この場合、あらかじめ周辺交通管理者に通知するものとし、実施後速やかに周辺道路管理者に連絡を行う。

項目 気象	通行制限（速度規制）					通行禁止			
	基準	路線名	対象区間	方法	内容	基準	路線名	対象区間	方法
雪・凍結	降雪が始まるとき 凍結の恐れがあるとき	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	和田山IC — 福崎北R	可変速度標識 道路情報板	速度規制 注意喚起	積雪及び凍結により一般車両（冬用タイヤ指導演区間にあつては、冬用タイヤ装着車）の通行が困難であると判断されたとき、又は予想されるとき	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	全区間	遮断機 道路情報板 交通規制車等
			福崎北R — 姫路JCT	道路情報板	注意喚起				
		遠阪トンネル	—	—	—		遠阪トンネル	全区間	

イ 災害対策基本法に基づく措置

(ア) 第76条第1項（災害時における交通の規制等）

県公安委員会により、道路の区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための規制であるため、警察や関係機関と連携して、規制区間及び期間等について周知を行うものとする。

(イ) 第76条の6（災害時における車両の移動等）

災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行に著しく支障が生ずるおそれがあることから、事務所長は、県公安委員会や関係機関と連携して道路の区間を指定し、車両等の移動命令や車両の移動等を行う場合の権限が与えられたことに伴い、令和3年4月作成の「災害対策基本法に基づく車両移動等に関する運用の手引き」により行うこととする。

ウ 通行規制の解除等

事務所長は、自動車の安全な通行に支障がないと認めた場合は、速やかに高速道路交通警察隊と協議のうえ、通行の禁止又は制限を解除するものとする。

エ 通行規制状況の報告

(ア) 理事長への報告

事務所長は、通行規制に係る措置を実施した場合、速やかに本社技術部長を経由して理事長に報告するものとする。また、同時にその他関係機関へも連絡するものとする。

(イ) 兵庫県への報告

本社保全課長は、被災状況等の情報を整理し、様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第4号「道路災害報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。

(ウ) 国土交通省への報告

本社保全課長は、様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」(国土交通省通知文)により関係部局に報告するものとする。

オ 凍結等対策作業報告

事務所長は、凍結等対策体制をとった場合、降雪量、気温、交通の確保状況及び作業内容等を、午前9時30分までに本社技術部長を経由して理事長に報告するものとする。

カ 職員の派遣要請

事務所長は、凍結等対策体制が長時間連続したときは、必要に応じて、常務理事(危機管理担当)に、職員の応援派遣を要請することができる。

6 凍結等応急対策

兵庫県が「兵庫県道路除雪要綱」第8条に基づき、警戒本部又は緊急本部を設置した場合、理事長は本社内に危機管理要綱第7条に定める対策本部として豪雪対策警戒本部又は豪雪対策緊急本部を設置するものとする。

(1) 豪雪対策警戒本部の設置

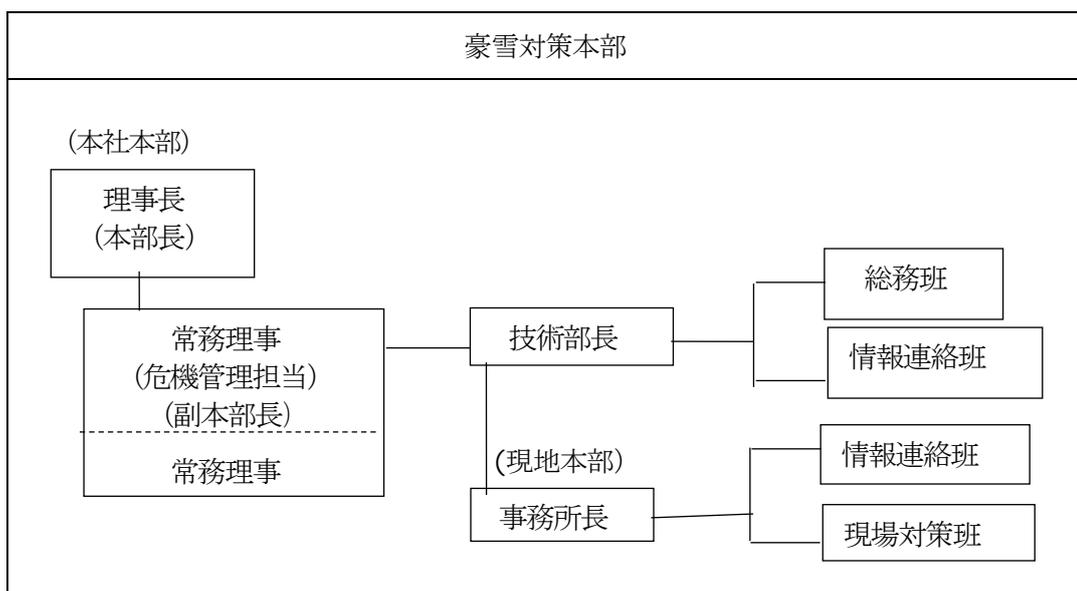
豪雪対策警戒本部は、兵庫県道路雪害対策警戒本部又は道路雪害対策警戒本部を設置した場合並びに事務所長が非常体制を発令した場合に設置する。

(2) 豪雪対策緊急本部の設置

豪雪対策緊急本部は、兵庫県道路雪害対策緊急本部又は道路雪害対策緊急本部を設置した場合並びに事務所長が非常体制を発令し、特に長期の通行止めが予想された場合に設置する。

(3) 組織

豪雪対策本部の組織は次表のとおりとする。



(4) 職員の配備体制

豪雪対策本部の配備体制は、次表のとおりとする。

豪雪対策体制		豪雪対策警戒本部	豪雪対策緊急本部
本社	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">本社</div> 総指揮者 常務理事 (危機管理担当) 副指揮者 技術部長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">管理職 1名</div> 原則 1 班で対応 (状況により増員)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">管理職 1名</div> 原則 1 班で対応 (状況により増員)
事務所		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">管理職 1名 原則として 2 班 (状況により増員)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">管理職 (本社 1名 事務所 1名) 原則として 2 班 (本社 : 1 班 事務所 : 1 班) (状況により増員)</div>

(5) 任務

豪雪対策本部の(本部)の各班における任務は、次表のとおりとする。

班		任 務
本社	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ マスコミとの対応
	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通状況の情報収集 ・ 気象・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
事務所	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
	現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布 ・ 除雪作業の実施 ・ 冬用タイヤ指導に伴う通行制限 ・ 通行止めに伴う通行規制